

第 155 期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時 2021年6月29日（火）午前10時

開催場所 東京都中央区晴海三丁目10番1号
D a i w a 晴海ビル4階
フクラシア晴海 C・D会議室

（開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願いいたします。）

【株主様へのお願い】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議決権の行使は書面またはインターネットで行っていただき、当日のご来場は、お控え下さいますようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルスをめぐる状況の変化により会場の変更等がある場合は、以下の当社ウェブサイトにてお知らせしますので必ず事前にご確認をお願い申し上げます。
<https://www.ishii-iiw.co.jp/report/>
- お土産のご用意はございません。
- 3頁の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応についてをご参照下さい。

目 次

招集ご通知	(1)
新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について	(3)
(提供書面)	
事業報告	(7)
連結計算書類	
連結貸借対照表	(26)
連結損益計算書	(27)
連結株主資本等変動計算書	(28)
計算書類	
貸借対照表	(29)
損益計算書	(30)
株主資本等変動計算書	(31)
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	(32)
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	(34)
監査等委員会の監査報告	(36)
株主総会参考書類	(38)

株 主 各 位

東京都中央区月島三丁目26番11号

株式会社 **石井鐵工所**

取締役社長 石井 宏 治

第155期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第155期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前の議決権行使を行っていただき、株主様の健康状態にかかわらず、総会当日のご来場をお控え下さいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁に記載のいずれかの方法により2021年6月28日（月曜日）午後5時20分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 2021年6月29日（火）午前10時

場 所 東京都中央区晴海三丁目10番1号
D a i w a 晴海ビル4階
フクラシア晴海 C・D会議室

（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「会場ご案内」）
をご参照のうえ、お間違えのないようお願いいたします。）

会議の目的事項

報告事項

1. 第155期（自2020年4月1日至2021年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第155期（自2020年4月1日至2021年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以上

◎当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎インターネットによる開示について

連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面に記載しておりません。

従いまして、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の提供書面の各書類のほか、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載している「連結注記表」および「個別注記表」となります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.ishii-iiw.co.jp/report/>

【新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について】

- ・新型コロナウイルスをめぐる状況の変化により、やむなく会場ならびに開始時刻等を変更する可能性があります。その場合には、速やかに下記当社ウェブサイトでお知らせしますので、株主様におかれましては、当日ご来場前に必ず下記当社ウェブサイトをご確認下さいますようお願い申し上げます。
また、変更後の会場は当初の会場より手狭になることが想定されますので、株主様におかれましては事前の議決権行使をご検討下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ishii-iiw.co.jp/report/>

- ・感染拡大防止のため、座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程で感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権をご行使いただく際には、できるだけ、インターネットにより議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。ご了承のほどお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクを着用されない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会に出席する取締役、および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用して対応させていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）および議案の詳細な説明を省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。（ご捺印は不要です。）

日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

場所 東京都中央区晴海三丁目10番1号
D a i w a 晴海ビル4階
フクラシア晴海 C・D会議室

（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「会場のご案内」
をご参照のうえ、お間違えのないようお願いいたします。）

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時20分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト
(<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載
された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、次
頁の案内にしたがって賛否をご入力下さい。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時20分まで

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

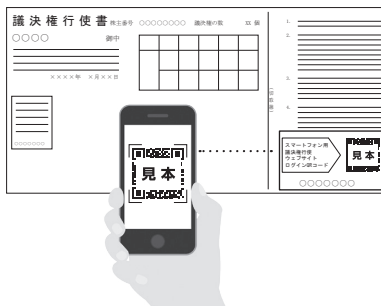
行使
期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時20分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載の
QRコードを読み取って下さい。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの
登録商標です。

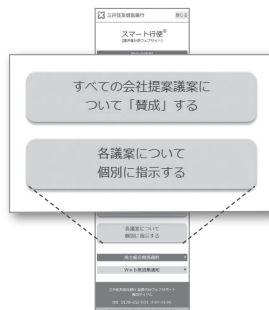


- 2 以降は画面の案内に従って賛否
をご入力下さい。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

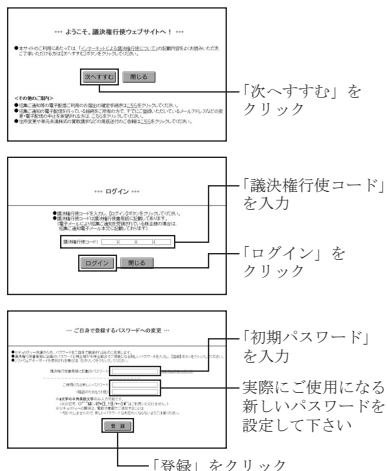


※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
 (受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業年度の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年度から続いている新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きも見られますが、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。

このような情勢の下、当社グループは2018年4月にスタートした中期経営計画に沿って、長期的・持続的成長を目指して各種の施策に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は104億4千4百万円と前期に比べ6.8%増収となり、営業利益も前期に比べ9.7%増の12億1千8百万円となりました。経常利益は、前期に比べ24.5%増の13億3千6百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ20.3%増の8億6千5百万円となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の成績の概況は以下のとおりであります。

(鉄構事業)

当社グループの主要な顧客先である石油、電力、ガス業界及び重化学工業界の設備投資は、国内外ともに大型工事件などを主体に減少傾向が見られました。その結果、受注高は65億5千9百万円と前期に比べ56.1%減となりました。

売上高は、国内外の大型工事が進捗し完成工事高が増加したことなどにより、前期に比べ8.2%増収の86億9千7百万円となりました。

営業損益は、増収効果などにより、前期に比べ9千万円改善し、7千8百万円の利益となりました。

(不動産事業)

売上高は、安定した賃貸収入により17億4千7百万円となりました。営業利益は、営業費用の減少などにより、前期に比べ1.5%増の11億4千万円となりました。

売上及び受注の状況

セグメント別	売上高	受注高
鉄構事業	8,697 百万円	6,559 百万円
不動産事業	1,747	—
合計	10,444	—

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資総額は、3億3千4百万円です。主なものは、賃貸不動産の大規模修繕工事費用であります。

③ 資金調達の状況

運転資金の効率的運用を行うため、総コミット金額40億円、コミット期間2年の貸出コミットメント契約を締結し、4億円の借入を実行しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第152期 (2018年3月期)	第153期 (2019年3月期)	第154期 (2020年3月期)	第155期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
受注高 (百万円)	8,014	8,036	14,937	6,559
売上高 (百万円)	6,443	8,533	9,783	10,444
営業利益 (百万円)	429	787	1,111	1,218
経常利益 (百万円)	503	779	1,074	1,336
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	352	610	719	865
1株当たり当期純利益 (円)	95.56	165.53	195.23	234.46
総資産 (百万円)	17,709	18,986	19,443	22,859
ROE (%)	3.9	6.6	7.5	8.5

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を第153期連結会計年度の期首から適用しており、第152期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・パハード	千マレーシア・リンギット 500	100 %	各種貯槽、その他産業機械装置の製造販売
アイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッド	千シンガポール・ドル 300	100 %	各種貯槽、その他産業機械装置の製造販売

(4) 対処すべき課題

当社グループを取りまく環境は、内外の諸情勢から見て、今後とも厳しい状況が予想されますが、基幹事業である鉄構事業の長期的・持続的成長への強固な基盤を確立することが当社グループの課題であります。

国内では、市場環境や顧客ニーズの変化に対応し、各種タンクの開放補修工事及び新設工事・大規模改修工事の受注活動を行い、安定的な売上と利益の確保を目指します。

海外では、東南アジアを中心に中長期的に需要増大が予想される各種タンク設備一式工事を受注することにより、売上と利益の拡大を目指します。

また、既存事業で蓄積した経営資源を活用し、新規事業を立ち上げ、新たな収益基盤の確立を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

鉄構事業	各種貯槽、プラント類及び鉄骨、プール等各種鉄鋼構造物の設計から、製作、据付、試運転に至るまでの一貫したエンジニアリング
不動産事業	不動産の所有、売買及び賃貸 介護付き有料老人ホーム、賃貸マンション、物流施設、外食産業及び飲食店向 総合支援プラットフォーム、認可保育所等 発電事業及び売電事業

主要な製品	油 槽	浮屋根式タンク、固定屋根式タンク
	その他の貯槽	LNG極低温タンク、エチレン低温タンク、LPG低温タンク、アンモニア低温タンク、PSコンクリート製低温タンク、水素球形タンク、LPG球形タンク、アンモニア球形タンク等有水式（都市ガス・水素ガス）・無水式ガスホルダー、高架水槽、鋼製・ステンレス製配水池、サイロ、耐震性貯水槽、耐津波構造タンク、エアードーム工法 [®] による貯槽、各種貯槽の耐震強化・メンテナンス等
	化学工業用他機械装置	LNGサテライトシステム、中圧ガス発生装置、各種ガス発生装置、脱硫装置、余剰ガス燃焼装置等
	鉄骨及び各種プール	鉄骨、各種水泳プール（スケートリンク兼用）、各種スライダー・コースター（製品名：アドベンチャースライダー [®] 〈ウォータースライダー〉、アドベンチャーコースター [®] 〈陸上用カートスライダー〉、ドリーミートンネル [®] 〈ブラックライト演出コースター〉）、ウォーターパーク企画設計、その他遊戯・体育施設等

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

本 社	東京都中央区
国内生産・販売拠点	鉄構事業統括本部（東京都大田区）
海外生産・販売拠点	アイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・パハード（マレーシア） アイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッド（シンガポール）

(注) 国内生産・販売拠点の鉄構事業統括本部は、2021年4月1日付で羽田事業所に名称を変更しております。

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
127名	10名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
127名	10名増	37.0歳	14.1年

(注) 使用人数は、就業人数であり臨時使用人は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	482,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	345,500千円
株 式 会 社 三 重 銀 行	225,000千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	45,000千円

(注) 株式会社三重銀行は、2021年5月1日付で株式会社第三銀行との合併により株式会社三十三銀行に商号変更しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
 ② 発行済株式の総数 3,784,000株
 ③ 株主数 2,311名
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
富国生命保険相互会社	365	9.89
日本生命保険相互会社	261	7.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	179	4.85
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	176	4.76
石井鐵工所取引先持株会	160	4.34
BANK JULIUS BAER SINGAPORE INDIVIDUAL PORTFOLIO NO. SG06922000-02	145	3.93
クロダ株式会社	141	3.83
石井宏治	120	3.25
第一生命保険株式会社	100	2.70
天塩倉庫株式会社	100	2.70

(注) 持株比率は、自己株式(91,222株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員を除く)	6,880株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、2.(3)④取締役の報酬等に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年 3月 31日 現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 井 宏 治	アイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・パハド取締役社長 アイアイダブリュー・シンガポール・プライベイト・リミテッド取締役社長
専務取締役	石 井 宏 明	社長補佐兼全社管掌
常務取締役	中 西 真 進	経営管理部長兼不動産事業部長
取 締 役	吉 田 覚	鉄構事業統括本部長
取締役(常勤監査等委員)	角 島 義 之	
取締役(監査等委員)	井 本 憲 邦	
取締役(監査等委員)	河 村 博	同志社大学法学部教授 株式会社ゆうちょう銀行社外取締役

- (注) 1. 取締役大山信一氏及び取締役(監査等委員)鈴木正則氏は2020年6月24日に任期満了により退任しました。
2. 取締役(監査等委員)河村 博氏は、2020年6月16日に株式会社ゆうちょう銀行の社外取締役に就任しました。
3. 取締役(監査等委員)井本憲邦氏及び河村 博氏は、社外取締役にあります。なお、当社は、両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行っております。
4. 当社は、監査等委員会の情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、角島義之氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(ご参考)

2021年4月1日付の組織改定に伴い、同日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	異 動 前 の 担 当	異 動 後 の 担 当
石 井 宏 明	社 長 補 佐 兼 全 社 管 掌	社 長 補 佐 兼 全 社 管 掌 兼 経 営 企 画 本 部 長
中 西 真 進	経 営 管 理 部 長 兼 不 動 産 事 業 部 長	経 営 管 理 本 部 長 兼 不 動 産 事 業 部 長
吉 田 覚	鉄 構 事 業 統 括 本 部 長	鉄 構 事 業 本 部 長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は、全額当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者の業務遂行に起因して、第三者から損害賠償請求を提起された場合に被る被保険者個人の経済的損害（損害賠償金や争訟費用）を当該保険契約により填補することとしており、1年毎に契約を更新しております。ただし、被保険者による故意の犯罪的もしくは詐欺的行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社の全ての子会社の取締役等であります。

次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(イ) 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成するよう指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月10日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

(ロ) 決定方針の内容の概要

当社の取締役（監査等委員を除く。以下、本項において同じ。）の報酬制度は、当社の業績等の評価を踏まえ、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計し、指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会において決定いたします。

具体的には、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬（短期インセンティブ）及び譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ）で構成いたします。

取締役の基本報酬(金銭報酬)は、月例報酬の一部として支給し、その個人別の報酬等の額は、多様で優秀な人材を引きつけることができるよう、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

業績連動報酬等は、業績向上への意欲を高めるため、受注高、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、ROE等を業績指標とし、全社及び担当事業の単年度の業績評価と連動するとともに、役位毎の業績連動報酬標準額の一定の範囲で設定し、月額報酬の一部として業績連動報酬を支給いたします。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう年度計画において設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行います。

非金銭報酬等は、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を支給いたします。譲渡制限付株式は、原則として毎年、役位に応じて決定することとし、対象取締役は当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。対象取締役と当社との間では、以下の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

譲渡制限付株式割当契約の具体的内容

(a) 譲渡制限期間

対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約（本割当契約）により割当を受けた日より3年間から40年間までの間で取締役会が予め定める期間（譲渡制限期間）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（本割当株式）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(b) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(c) 譲渡制限の解除

上記(a)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の

取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(d) 組織再編等における取扱い

上記(a)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、この場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(e) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、取締役会において決定する。

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を目安として取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

取締役の個人別の基本報酬及び業績連動報酬等の額は、株主総会の決議により定められた取締役全員の報酬総額の最高限度額の範囲内とし、指名・報酬委員会が取締役会から諮問を受け審議し、その結果を取締役会に答申し、取締役会において決定いたします。

非金銭報酬等である取締役の個人別の譲渡制限付株式報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員の金銭報酬債権の総額及び募集株式の上限を含む条件の範囲内で決定することとし、取締役の個人別に付与する金銭報酬債権及び割当株式数は、指名・報酬委員会が取締役会から諮問を受け審議し、その結果を取締役会に答申し、取締役会において決定いたします。

なお、指名・報酬委員会の構成は、独立社外取締役を委員の半数以上とし、かつ委員長とすることとしております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第150期定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当社は同総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しており、同総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月24日開催の第154期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の額を年額5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、株式数の上限を年30,000株以内と決議いただいております。同総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。

当社取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第150期定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当社は同総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しており、同総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。

ハ. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

ニ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ホ. 取締役（監査等委員）の報酬等の内容に係る決定方針

2016年6月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員）の報酬は、職務執行の対価として毎月固定額を支給する月例報酬によるものとし、多様で優秀な人材を引きつけることができるよう、他社の水準等を考慮して取締役（監査等委員）の協議によって決定し、支給すると決議しております。

へ。取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			支給人員 (人)
		基本報酬等	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	105,575	75,926	17,100	12,549	5
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	26,046 (13,500)	26,046 (13,500)	—	—	4 (2)
合 計	131,621	101,972 (13,500)	17,100	12,549	9

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) に対し、業績連動報酬等として月額報酬の一部を支給しております。
業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、受注高、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、ROE等であり、また、当該業績指標を選定した理由は、中期経営計画に基づく年度計画において当該業績指標の目標を設定したためです。
業績連動報酬等の額の算定方法は、事業年度における経営指標の実績並びに職務・プロセスの実績を総合的・客観的に評価し、総合評価点数を算出したうえで、取締役評価のテーブルで最終評価を判定し、別に定める役員毎の業績連動報酬標準額に最終評価毎に定める業績連動報酬への配分率を掛けて算出しております。
なお、当事業年度を含む選定した業績指標の推移は1. (2)直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。
2. 取締役 (監査等委員を除く) に対し、非金銭報酬等として株式報酬を交付しております。
当該株式報酬の内容は、2. (3)④イ. 取締役 (監査等委員を除く) の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に記載のとおりです。また、当事業年度における交付状況は、2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。
3. 基本報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額2,640千円 (取締役 (監査等委員を除く) 4名分) が含まれております。
上記のほか、2020年6月24日開催の第154期定時株主総会の決議に基づく退任取締役に対する退職慰労金支給額及び取締役 (監査等委員を除く) に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定額の合計額は、次のとおりであります。なお、この金額には、上記及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
取締役 (監査等委員を除く) 4名 231,450千円

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）河村 博氏は、同志社大学法学部教授及び株式会社ゆうちょ銀行社外取締役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

(イ) 出席状況及び発言状況

社外取締役（監査等委員）井本憲邦氏及び河村 博氏は、当期に開催した取締役会9回、監査等委員会14回の全てに出席し、議案の審議に関して必要な発言を適宜行いました。

(ロ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役（監査等委員）井本憲邦氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

同氏は、当期に開催された指名・報酬委員会に委員長として10回全てに出席し、役員的人事・報酬の審議で必要な発言を適宜行いました。

社外取締役（監査等委員）河村 博氏は、社外取締役に就任以降、法曹及び大学教授としての豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

同氏は、当期に開催された指名・報酬委員会に委員として10回全てに出席し、役員的人事・報酬の審議で必要な発言を適宜行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のアイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・バハード及びアイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査等委員会は、前事業年度の会計監査人の監査実績、当事業年度の監査体制・監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠・算定内容の適切性・妥当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「企業行動規範」を制定し、取締役・使用人は、この規範に従って行動することとし、それに加えてコンプライアンスを経営の基本方針として定める「コンプライアンス基本規程」を制定し、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを徹底いたします。また、コンプライアンスに関する研修等を実施し、取締役・使用人を参加させるとともに、内部監査や、通報者保護を徹底した内部通報制度の運用を通じて、未然に法令・定款違反を防止いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」を制定し、取締役の職務執行や使用人の業務執行に係る情報を適切に保存・管理するとともに、取締役会や役員会等の経営に関する諸会議の議事録の作成・保存を徹底いたします。取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、「リスク管理規程」を制定し、それを適切に運用するとともに、リスクをトータルかつ適切に認識・評価し、リスクの影響及び発生可能性を勘案して、対応すべきリスクの優先順位を決定し、内部統制システムを適時・適切に見直すことといたします。全社的なリスク管理を統括する部署は、リスク管理委員会とします。また、取締役会において、部、事業部ごとにリスク管理の責任者となる取締役を定めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制については、取締役・使用人が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、①で定める「企業行動規範」及び「コンプライアンス基本規程」を子会社の取締役・使用人にも適用し、子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを徹底いたします。

子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、③で定める「リスク管理規程」において、子会社の損失の危険をその対象に含めて管理いたします。

子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制については、当社が子会社取締役から業務内容の定期的な報告を受け、必要に応じて経営指導を行い、重要案件については事前協議を行うことにより、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保いたします。

子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制については、「関係会社管理規程」を定め、取締役会への報告体制を確立することといたします。

その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制については、当社及び子会社それぞれに、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を負う取締役を任命するとともに、当社経営管理部において、グループ横断的にそれらを管理、推進することといたします。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の情報収集活動に資するため、社内出身者で事業に精通した常勤の監査等委員を置くこととし、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととします。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）については、監査等委員会と協議し、取締役会において補助使用人の設置の必要性を検討したうえで、その人数、地位（役職のレベル）、専属とするか兼任とするか、補助すべき期間等の事項を定めて、その職にあてることといたします。

補助使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）からの独立性の確保については、補助使用人の報酬の変更又は人事異動については監査等委員会の同意を要するものといたします。

補助使用人に対する指示の実効性の確保については、補助すべき期間（兼任の場合は、補助業務時間中）は、専任の係員として監査等委員会の指示に従うこととし、他の取締役からの指示は一切受けけないことといたします。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制については、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとし、それ以外に法令・定款違反の事実やそのおそれがある場合は、早急にそれを認識した取締役が監査等委員会に報告することとします。

使用人がそれらの情報を得たときには、早急に業務報告経路か、内部通報制度を使って取締役に報告するものとし、それを取締役が監査等委員会に報告するものとします。

また、その他経営に関する重要な事項について、取締役が監査等委員会に随時報告することとします。それに加えて、定期的に内部通報制度の運用状況や通報内容などについて取締役が監査等委員会に報告するとともに、取締役と監査等委員会との意見交換会を行い、経営に関する情報を相互に共有いたします。

- ⑧ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制については、「関係会社管理規程」に基づき当社経営管理部長が子会社からの報告を取りまとめ、取締役会に報告することを通して当社の監査等委員会に報告するものといたします。また、内部通報制度の対象に子会社使用人を加え、子会社使用人は、業務報告経路か内部通報制度を使って当社担当部署に報告できるものとし、それを当社取締役が当社監査等委員会に報告するものとします。

- ⑨ 監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制については、当該報告を理由とした不利な取扱いは一切行わないこととし、その旨を当社及び子会社において周知徹底いたします。また、「内部通報規程」に、通報したことを理由として解雇等の不利な取扱いを行うことを禁ずる旨を明記いたします。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項については、監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払の請求等をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することといたします。

その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを担保するために、監査等委員が経営に関する各種会議に出席し、稟議書等の社内文書や各種会議の議事録の閲覧が自由にできるように配慮いたします。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との意見交換会を行い、経営に関する情報を相互に共有いたします。それに加えて、外部の弁護士との面談、公認会計士との意見交換、内部監査室との連携等を通じて、監査等委員会が的確に情報を把握し監査できるようにいたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 年1回全従業員を対象にコンプライアンス研修を実施し、冊子を配布して、「企業行動規範」、「コンプライアンス基本規程」、内部通報制度（ヘルプライン）等の周知徹底を図る他、社内規程を社内イントラネットに掲示し、全従業員が常時閲覧できるようにする等コンプライアンス体制の構築・運用に努めております。
- ② リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会において、コンプライアンス、不正、財務報告、情報システム等に関する様々なリスクの分析、評価を行い、その結果を取締役に報告しており、取締役会は適切にリスクのモニタリングを実施しております。
- ③ 中期経営計画及び年度計画を策定し、明確な事業方針のもと、効率的な事業運営を行っております。
- ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を適切に構築・運用しております。
- ⑤ 監査等委員会は、補助使用人、経営管理部、内部監査室及び会計監査人との連携により監査情報の収集を適切に行っており、監査の実効性を確保しております。
- ⑥ その他、当社の内部統制システムは(1)の決定内容に従い、適切に運用されております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 千円)

募集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,346,686	流 動 負 債	7,455,199
現金及び預金	1,553,826	支払手形	1,544,786
受取手形	2,883	買掛金	2,064,363
売掛金	4,468,984	短期借入金	400,000
商品及び製品	599	1年内返済予定の長期借入金	110,000
原材料及び貯蔵品	3,441	未払金	41,432
仕掛品	3,856,786	未払法人税等	296,892
前渡金	239,824	前受金	2,802,094
その他の流動資産	224,525	賞与引当金	86,861
貸倒引当金	△4,186	製品保証引当金	2,702
固 定 資 産	12,512,847	工事損失引当金	43,385
有形固定資産	10,170,886	その他の流動負債	62,680
建物	7,842,801	固 定 負 債	4,716,364
構築物	135,123	長期借入金	587,500
機械装置	130,204	長期未払金	196,260
土地	2,017,038	退職給付に係る負債	498,060
建設仮勘定	16,060	繰延税金負債	648,763
その他の有形固定資産	29,657	預り保証金	2,785,780
無形固定資産	21,492	負 債 合 計	12,171,563
投資その他の資産	2,320,468	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,217,857	株 主 資 本	10,380,499
長期前払費用	11,041	資本金	1,892,000
その他の投資	1,098,339	資本剰余金	1,396,265
貸倒引当金	△6,770	利益剰余金	7,244,267
資 産 合 計	22,859,533	自己株式	△152,033
		その他の包括利益累計額	307,469
		その他有価証券評価差額金	391,005
		為替換算調整勘定	△83,535
		純 資 産 合 計	10,687,969
		負 債 純 資 産 合 計	22,859,533

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位 千円)

売上高		10,444,798
売上原価		8,070,309
売上総利益		2,374,488
販売費及び一般管理費		1,156,122
営業利益		1,218,366
営業外収益		
受取利息及び配当金	48,244	
雑収益	144,763	193,007
営業外費用		
支払利息	30,412	
雑損失	44,007	74,419
経常利益		1,336,954
特別損失		
投資有価証券評価損	45,220	45,220
税金等調整前当期純利益		1,291,734
法人税、住民税及び事業税	448,398	
法人税等調整額	△22,088	426,309
当期純利益		865,424
親会社株主に帰属する当期純利益		865,424

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剩 余 金	利 益 剩 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,892,000	1,390,995	6,563,140	△163,361	9,682,775
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△184,297		△184,297
親会社株主に帰属する当期純利益			865,424		865,424
自 己 株 式 の 取 得				△134	△134
自 己 株 式 の 処 分		5,269		11,462	16,732
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	5,269	681,127	11,327	697,724
当 期 末 残 高	1,892,000	1,396,265	7,244,267	△152,033	10,380,499

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	162,237	△97,767	64,469	9,747,245
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△184,297
親会社株主に帰属する当期純利益				865,424
自 己 株 式 の 取 得				△134
自 己 株 式 の 処 分				16,732
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	228,768	14,231	242,999	242,999
当 期 変 動 額 合 計	228,768	14,231	242,999	940,724
当 期 末 残 高	391,005	△83,535	307,469	10,687,969

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,230,430	流 動 負 債	7,339,959
現金及び預金	1,507,088	支払手形	1,544,786
受取手形	2,883	買掛金	1,956,586
売掛金	4,826,474	短期借入金	400,000
商品及び製品	599	1年内返済予定の長期借入金	110,000
原材料及び貯蔵品	3,441	未払金	41,160
仕掛品	3,856,786	未払法人税等	296,892
前渡金	239,824	前受金	2,802,094
その他の流動資産	223,499	賞与引当金	86,861
貸倒引当金	△430,168	製品保証引当金	2,702
固 定 資 産	13,057,021	工事損失引当金	43,385
有 形 固 定 資 産	10,715,060	その他の流動負債	55,488
建物	7,832,402	固 定 負 債	4,716,364
構築物	135,123	長期借入金	587,500
機械装置	130,204	長期未払金	196,260
土地	2,571,611	退職給付引当金	498,060
建設仮勘定	16,060	繰延税金負債	648,763
その他の有形固定資産	29,657	預り保証金	2,785,780
無 形 固 定 資 産	21,492	負 債 合 計	12,056,323
投資その他の資産	2,320,468	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,207,857	株 主 資 本	10,840,123
関係会社株式	10,000	資 本 金	1,892,000
長期前払費用	11,041	資 本 剰 余 金	1,396,265
事業保険積立金	983,245	資 本 準 備 金	1,396,265
その他の投資	150,459	利 益 剰 余 金	7,703,891
貸倒引当金	△42,136	利 益 準 備 金	473,000
資 産 合 計	23,287,452	その他利益剰余金	7,230,891
		特別償却準備金	2,262
		固定資産圧縮積立金	1,636,549
		別途積立金	207,500
		繰越利益剰余金	5,384,579
		自 己 株 式	△152,033
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	391,005
		その他有価証券評価差額金	391,005
		純 資 産 合 計	11,231,128
		負 債 純 資 産 合 計	23,287,452

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位 千円)

売上高		10,119,549
売上原価		7,784,158
売上総利益		2,335,391
販売費及び一般管理費		1,127,892
営業利益		1,207,498
営業外収益		
受取利息及び配当金	48,041	
雑収益	226,902	274,944
営業外費用		
支払利息	30,412	
雑損失	44,819	75,231
経常利益		1,407,212
特別損失		
投資有価証券評価損	45,220	45,220
税引前当期純利益		1,361,992
法人税、住民税及び事業税	448,396	
法人税等調整額	△18,957	429,438
当期純利益		932,553

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

募集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	1,892,000	1,390,995	473,000	13,610	1,662,412	207,500	4,599,112	6,955,635
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の取崩				△11,348			11,348	—
固定資産圧縮積立金の取崩					△25,862		25,862	—
剰 余 金 の 配 当							△184,297	△184,297
当 期 純 利 益							932,553	932,553
自己株式の取得								
自己株式の処分		5,269						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	5,269	—	△11,348	△25,862	—	785,466	748,255
当 期 末 残 高	1,892,000	1,396,265	473,000	2,262	1,636,549	207,500	5,384,579	7,703,891

	株 主 資 本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△163,361	10,075,270	162,237	10,237,507
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の取崩		—		—
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰 余 金 の 配 当		△184,297		△184,297
当 期 純 利 益		932,553		932,553
自己株式の取得	△134	△134		△134
自己株式の処分	11,462	16,732		16,732
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			228,768	228,768
当 期 変 動 額 合 計	11,327	764,853	228,768	993,621
当 期 末 残 高	△152,033	10,840,123	391,005	11,231,128

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 石井 鐵 工 所
取 締 役 会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 元 清 二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鳥 羽 正 浩 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社石井鐵工所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社石井鐵工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 石井 鐵 工 所
取 締 役 会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 元 清 二 (印)
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鳥 羽 正 浩 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社石井鐵工所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第155期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につ
いても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

2021年5月12日

株式会社 石井鐵工所 監査等委員会

常勤監査等委員 角 島 義 之 (印)

監査等委員 井 本 憲 邦 (印)

監査等委員 河 村 博 (印)

(注) 監査等委員 井本憲邦及び河村 博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定
する社外取締役であります。

以 上

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	石井宏治 (1937年3月11日生)	1969年12月 当社取締役 1973年6月 当社常務取締役 1977年3月 当社専務取締役 1978年12月 当社取締役副社長 1979年1月 当社代表取締役社長（現職） (重要な兼職の状況) アイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・バハード取締役社長 アイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッド取締役社長	120,190株
再任	取締役候補者とした理由 石井宏治氏は、当社において1979年に代表取締役社長に就任して以来、経営を指揮し改革を推進することで利益体質の改善を行い、業績の向上に多大な貢献をしております。これまでの長年の経営者としての経験、見識から当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することが期待されることから適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	いし い ひろ あき 石井 宏 明 (1969年2月20日生)	1996年4月 清水建設株式会社入社 2006年5月 当社顧問 2006年6月 当社取締役 当社執行役員 鉄構事業部副事業部長 2009年4月 当社執行役員 鉄構事業統括副本部長兼営業本部長 2012年7月 当社常務取締役 鉄構事業統括副本部長兼営業本部長 2015年4月 当社常務取締役 鉄構事業統括本部長 2019年6月 当社常務取締役 鉄構事業統括本部長兼社長補佐 2020年4月 当社専務取締役（現職） 当社社長補佐兼全社管掌 2021年4月 当社社長補佐兼全社管掌兼経営企画本部長（現職）	11,751株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>石井宏明氏は、2006年に当社取締役役に就任して以来、鉄構事業の国内外の営業部門の担当役員として、鉄構事業の要職を歴任し、事業の拡大に多大な貢献をしてみられました。2020年4月以降は、専務取締役として社長を補佐するとともに全社を統括し、強力なリーダーシップのもと業績並びに中長期的な企業価値の向上に努めてまいりました。その豊富な経験と実績から適任と判断し、引き続き取締役役として選任をお願いするものであります。</p>			

募集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

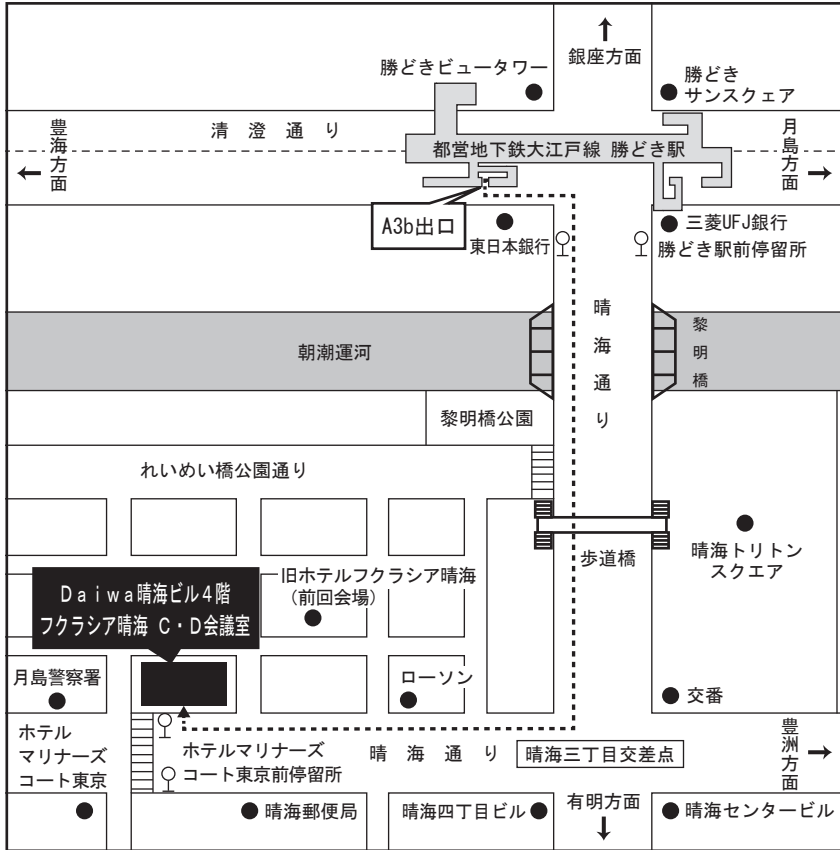
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3 再 任	なかにし まきのぶ 中 西 真 進 (1964年2月6日生)	1986年4月 株式会社住友銀行（現社名 株式会社三井住友銀行） 入行 2011年10月 同行台北支店長 2014年12月 同行ハノイ支店長 2015年4月 同行アジア・大洋州本部ベトナム 総支配人兼ハノイ支店長 2018年5月 当社顧問 2018年6月 当社取締役 経営管理部長兼不 動産事業部長 2019年7月 当社常務取締役（現職） 2021年4月 当社経営管理本部長兼不動産事 業部長（現職）	3,319株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>中西真進氏は、1986年に株式会社住友銀行（現社名 株式会社三井住友銀行）に入行して以来、国内外の多様な部門で豊富な経験をし、グローバル人材としてその力量をいかに発揮してまいりました。その後2018年6月に当社取締役、2019年7月に常務取締役に就任し、経営管理部門ならびに不動産事業の担当役員として、中期経営計画に基づく経営戦略の推進ならびに不動産事業の拡大に手腕を発揮してまいりました。その豊富な経験と実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	よしだ さとる 吉田 覚 (1954年9月11日生)	1977年10月 当社入社 2013年4月 当社理事 鉄構事業統括本部生産・技術本部工事部長 2015年4月 当社理事 鉄構事業統括本部生産・技術本部長 2019年6月 当社執行役員 鉄構事業統括本部生産・技術本部長 2020年4月 当社執行役員 鉄構事業統括本部長 2020年6月 当社取締役(現職) 当社鉄構事業統括本部長 2021年4月 当社鉄構事業本部長(現職)	1,129株
取締役候補者とした理由 吉田 覚氏は、当社に入社して以来一貫して鉄構事業に従事し、特に生産・技術部門において大いに実力を発揮いたしました。2015年に鉄構事業統括本部生産・技術本部長に就任して以来、生産・技術本部のトップとしてリーダーシップを発揮し、2020年6月から取締役鉄構事業統括本部長、2021年4月から取締役鉄構事業本部長として鉄構事業全体を統括し、事業の拡大に多大な貢献をしております。その豊富な経験と実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の業務遂行に起因して、第三者から損害賠償請求を提起された場合に被る被保険者個人の経済的損害(損害賠償金や争訟費用)を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

会場ご案内



都営地下鉄大江戸線勝どき駅で下車し、A3b出口を出て、晴海通りを有明方面にお進み下さい。
黎明橋を渡り、晴海三丁目交差点を右に曲がります。
約200m先の右手にある12階建ての建物です。（徒歩約10分）

会 場 東京都中央区晴海三丁目10番1号
D a i w a 晴 海 ビ ル 4 階
フ ク ラ シ ア 晴 海 C ・ D 会 議 室